

## 堺市・美原町合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 堺市・美原町合併協議会幹事会設置規程第7条の規定に基づき、別表第1に掲げるまちづくりに関する専門部会及び別表第2に掲げる事務事業の調整に関する専門部会(以下これらを「専門部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次の所掌事務について専門的に協議及び調整を行うものとする。

まちづくりに関する専門部会	市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成に関すること。
事務事業の調整に関する専門部会	事務事業の調整等堺市及び美原町の合併に係る協議に関すること。

(部会員等)

第3条 まちづくり専門部会の部会員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 事務事業の調整に関する専門部会の部会員は、それぞれの専門部会ごとに別表第2の右欄に定める職にある者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、部会員の互選によりこれを定め、副部会長は、部会長が部会員のうちから指名する者をもって充てる。

(臨時部会員)

第5条 まちづくり専門部会の部会長は、特別の事項を協議するため必要があると認めるときは、まちづくり専門部会に臨時部会員若干人を置くことができる。

2 前項の規定により臨時部会員を置いた場合において、同項の特別の事項について会議を開くときは、臨時部会員を部会員とみなす。

(部会長等の職務)

第6条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 専門部会の会議(以下単に「会議」という。)は、堺市・美原町合併協議会幹事会の幹事長から要請があったとき、及び部会長が必要と認めるときに随時開催する。

2 部会長は、必要と認めるときは、会議の議事に関係のある者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会における協議等の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 まちづくり専門部会の庶務は堺市・美原町合併協議会事務局が、事務事業の調整に関する専門部会の庶務は部会長の属する市町の担当部門が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年6月2日から施行する。

別表第1(第3条関係)

まちづくりに関する専門部会

専門部会名	部会員	
	堺市	美原町
まちづくり専門部会	企画部長 合併・指定都市推進部長 財務部長 企画課長 政策調整担当課長 指定都市推進担当課長 財政課長	総務部長 企画課長 財政課長 合併対策室長

別表第2(第3条関係)

## 事務事業の調整に関する専門部会

専門部会名	部会員	
	堺市	美原町
企画・財務専門部会	秘書部長 広報広聴担当部長 企画部長 企画部都市再生・特区担当部長 合併・指定都市推進部長 東京事務所長 行革推進室長 財務部長 財務部工事検査担当部長 税務部長 会計室長	総務課長 秘書課長 企画課長 自治文化課長 税務課長 財政課長 会計課長
総務・人事・防災専門部会	総務部長 総務部危機管理担当部長 行革推進室長 人事部長 消防本部総務部長 消防本部警防部長 消防本部予防部長	総務課長 秘書課長 環境衛生課長 消防署長 消防本部総務課長 消防本部予防課長 消防本部警備課長
生活・人権専門部会	市民生活部長 支所長又は所次長(6支所) 人権部長 男女共同参画推進担当部長 同和行政担当部長 人権ふれあいセンター館長	総務課長 住民人権課長 自治文化課長
健康・福祉専門部会	健康福祉局理事(福祉構造改革担当) 福祉推進部長 福祉推進部保険年金担当部長 児童福祉部長 児童福祉部こどもリハビリテーションセンター所長 健康部長 保健所長 堺病院事務局長	福祉課長 高齢介護課長 保険課長 児童課長 健康推進課長 環境衛生課長
環境専門部会	環境共生部長 環境共生部循環型社会推進担当部長 環境事業部長 グリーンセンター所長 下水道部長	環境衛生課長 下水道課長
文化・産業振興専門部会	国際文化観光部長 商工部長 農政部長	自治文化課長 産業振興課長
都市基盤整備専門部会	都市計画部長 都市計画部連続立体推進担当部長 都市計画部鉄軌道対策担当部長 都市整備部長 都市整備部都心整備担当部長 都市整備部臨海新都心整備担当部長 都市整備部大和川線対策担当部長 住宅部長 建築部長 開発調整部長 土木部長 用地担当部長 公園緑地部長	都市計画課長 道路課長 産業振興課長 環境衛生課長
上下水道専門部会	下水道部長 下水道部理事(上下水道統合担当) 水道局理事(合併・上下水道統合担当) 水道局理事(財政健全化担当) 水道局総務部長 水道局業務部長 水道局配水部長	下水道課長 水道総務課長 水道工務課長
教育専門部会	人権教育部長 教育委員会事務局総務部長 学童集団下痢症補償対策担当部長 教育改革推進担当部長 学校教育部長 生涯学習部長 博物館長 中央図書館長 教育文化センター館長	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長
議会・行政委員会専門部会	議会事務局次長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長 公平委員会事務局長 農業委員会事務局長 固定資産評価審査委員会(税務部長)	議会事務局参事 行政委員会事務局長